

JR 松山駅にぎわい・回遊性創出実証実験業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1-1 適用範囲

この仕様書は、松山市が実施する「JR 松山駅にぎわい・回遊性創出実証実験業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。業務の履行にあたっては、松山市財務会計規則及び松山市契約規則によるもののほか、本仕様書等に基づき誠実に実行しなければならない。

1-2 目的

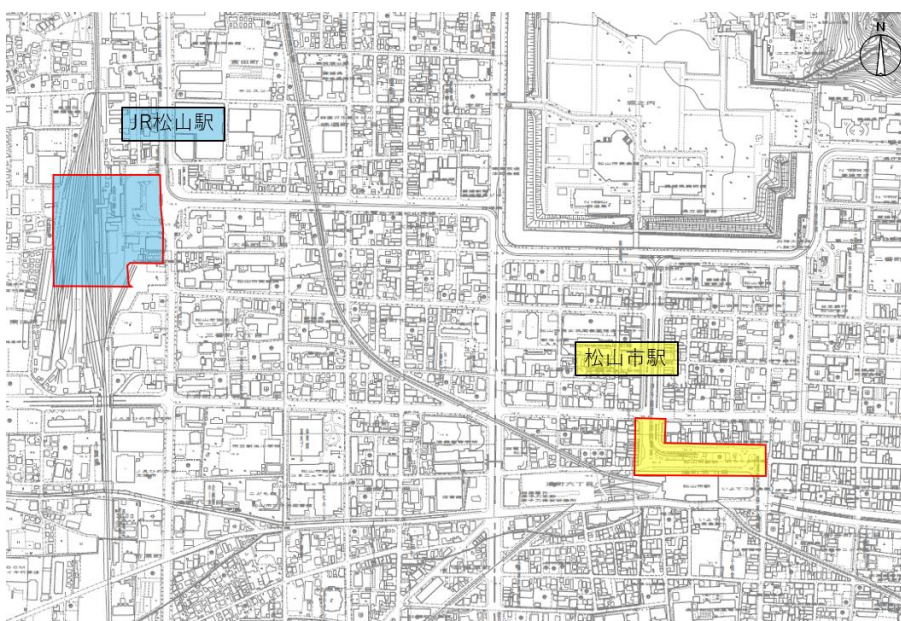
本業務は、現在、土地区画整理事業を実施中のJR松山駅周辺エリアにおいて、イベントを定期的を開催することでにぎわいを創出するとともに、令和8年秋に広場整備が完成する松山市駅と連携したイベントを実施することで、県都松山の陸の玄関口であるJR松山駅と松山市近郊の玄関口である松山市駅の2拠点を中心に、回遊性を高める実証実験を行い、人々の往来とにぎわいをつなぐことを目的とする。

また、本業務終了後も、将来に渡り、JR松山駅周辺でにぎわいと回遊性を継続的に創出する方法を合わせて検討する。

1-3 業務対象地区

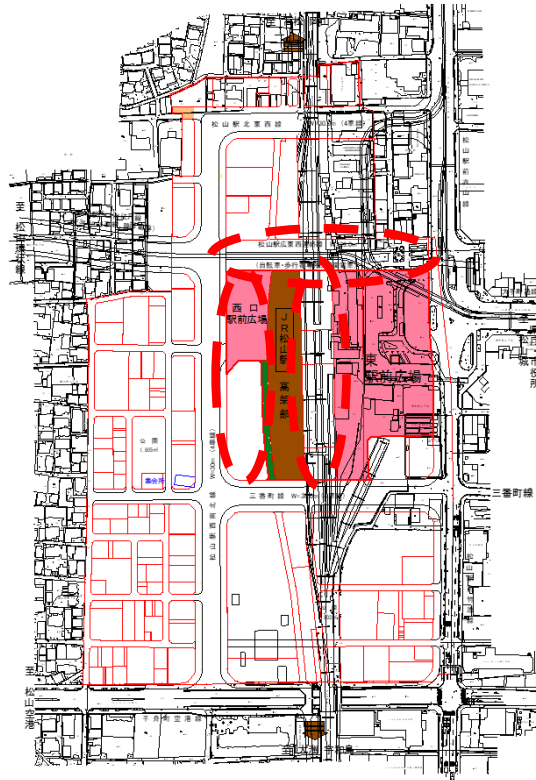
本業務は、下記に示すJR松山駅地区及び松山市駅地区周辺を対象とする。

【位置図】



【JR松山駅地区】

JR松山駅周辺は土地区画整理事業を実施しているところであり、工事の進捗状況により、事業実施場所がエリア内で変わる。事業実施可能場所は、松山駅駅舎東側、西側、および東西連絡線整備箇所の一部で、600㎡前後と想定している。なお、電源等のインフラはなく、場所によって未舗装の場合もある。



※ 周辺工事の状況によって、実施可能な面積や場所が変わる場合がある。

【松山市駅地区】

添付1を参照



1-4 基本コンセプト

「つなぐ」

本業務の目的を達成するためのコンセプトとして、

- ① JR 松山駅と松山市駅で連携したイベントを実施することで2拠点間のにぎわいと人の流れを「つなぐ」
- ② 将来的に駅利用者だけでなく、地域住民が憩える空間にもなるよう、地域住民が参加するイベントを実施することで、地域と JR 松山駅を「つなぐ」
- ③ 市内で活動する様々な団体等が、イベントを通じて交流することで、各団体やイベント参加者等を「つなぐ」
- ④ 広域交通結節点である JR 松山駅の特性を活かし、県内各市町の観光や物産などの地域資源に関連したイベントを実施することで、イベント参加者等と県内各市町を「つなぐ」

の4つの方向性を掲げています。

※これらは方向性であって企画を縛るものではありません。民間事業者の多彩な経験を基にした自由な発想を求めます。

第2章 業務の内容

2 業務の構成

業務の構成は次のとおりとし、その内容は以下で定める。

- (1) 計画準備
- (2) 関係者との調整
- (3) イベントの準備
- (4) イベントのプロモーション
- (5) イベントの実施
- (6) アンケート調査の実施
- (7) イベント等の実施報告
- (8) 打合せ
- (9) 報告書作成

2-1 計画準備

本業務の目的を達成するため、事業を遂行するにあたっての技術的方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い業務全体の計画を立案し、業務計画書を作成する。

2-2 関係者との調整

イベントを実施するため必要な関係者（四国旅客鉄道株式会社のほか、松山アーバンデザインセンター、出展者なども含む）との協議・調整を行う。

特に、JR線路付近でのイベント実施については、事前協議が必要になる場合があるため、四国旅客鉄道株式会社など関係者に確認すること。

2-3 イベントの準備

イベントを実施するために必要な資材の調達などの準備を行う。

2-4 イベントのプロモーション

イベントに関する専用SNSの立ち上げや運用を行う。

2-5 イベントの実施

JR松山駅及び松山市駅において、イベントを実施する。

なお、各年度必須の開催回数は以下のとおりとする。

令和8年度	JR松山駅	8回	(8月以降 月1回程度実施)
	松山市駅	2回	(秋頃の広場整備完了後に実施)
令和9年度	JR松山駅	12回	(月1回程度実施)
	松山市駅	1回	(広場整備完了1年後に周年事業として実施)
令和10年度	JR松山駅	12回	(月1回程度実施)

- ※ JR松山駅でのイベントについて、周辺工事の進捗により、実施場所や開催回数、実施時期を変更する場合がある。その場合は、市と受託者で協議したうえで決定する。
- ※ 各年度の必須の開催回数は前述のとおりであるが、実施時期については、原則月1回程度としつつ、実施時期を変更する提案も可能とする。
(例：酷暑を避けるため、8月は実施せず、別の月に2回実施する など)
- ※ イベントの実施にあたっては、それまでに実施したイベントでの課題や改善点、アンケート調査の集計結果等も踏まえて、本業務の目的を達成するために必要な内容を検証して実施すること。

2-6 アンケート調査の実施

実証実験の評価にあたり、イベント実施等に伴うにぎわいの創出や回遊性の向上を検証するため、参加者や出展者などにアンケートを実施し、結果の集計を行う。

2-7 イベント等の実施報告

イベント実施後は、開催状況がわかる写真、推定来場者数、実施後の課題や今後の改善点、アンケート調査の集計結果等を整理して市に報告する。

2-8 打合せ

各年度、年度初め（初年度は業務着手時）、中間時3回、年度末（最終年度は成果品納入時）の計5回の打合せを実施するものとし、業務着手時及び成果品納入時には、原則、業務責任者が立ち会うものとする。

ただし、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

2-9 報告書作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

2-10 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

第3章 成果品

3-1 成果品

納品する成果品とその部数は次のとおりとする。

- 1) 報告書（電子成果品）・・・・・・・・・・ 1部
- 2) 報告書（A4版簡易製本・紙成果物）・・・ 1部
- 3) 当該業務で作成した各種資料・データ・・・ 1式

電子成果品は、PDF ファイル及びオリジナルファイル（PDF に変換前のデータ）とする。電子成果品は、1枚のCD-R 又はDVD-R にすべての電子データを格納する。ただし、1枚に格納できない場合は、監督員と協議の上、複数枚での納品も可能とする。

電子媒体の表面には、「発注年度」、「業務名」、「完了年月」、「発注機関名」、「受注者名」、「何枚目/全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を直接印刷するか、又は、記載したラベルシールを全面貼付けする。

ウイルス対策ソフトは、信頼性の高いもので、最新のデータに更新したものを利用し、ウイルスチェックを行う。

受託者は、納品後3年以内に電子媒体の読み取りが不可能となった場合は、無償で再納品を行うものとする。